

災害対応標準化に係る検討について

防災対策推進検討会議 最終報告 ～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（抜粋）
（平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議）

第3章 今後重点的に取り組むべき事項

～防災対策の基本原則を踏まえて～

第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化

（1）災害即応体制の充実・強化

④ 地方公共団体における体制整備

- 地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきである。
- 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間の広域応援を総合的かつより円滑に実施するため、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を行うべきである。特に、災害時の協力協定の相手方とは、相手方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが有効であり、少なくとも相手方の規定、システムへの習熟を進めるべきである。
- 地方公共団体間の応援に当たっては、東日本大震災の応援における知見（食料持参等の自己完結型の支援の必要性、カウンターパート方式の有効性、県と県内市町村がチームを組んだ応援の有効性、応援者に対して被災地方公共団体が指揮命令できない場合の考慮、支援者側の現地支援本部の必要性、被災地方公共団体での土木建築工事、用地確保、埋蔵文化財調査、申請事務等の職員不足）を十分に活用すべきである。

第3節 災害を予防するための多面的な取組

（1）防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

② 「自助・共助」と多様な主体の協働

- ボランティア、NPO、NGO、社団、財団等の自発性や活動の多様性に十分に留意しつつ、ボランティア等の被災地での受け入れ体制の整備、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報の提供などの方策を確立すべきである。
- 企業が災害時に重要業務を継続する事業継続計画（BCP）の策定・改善を促進するため、支援措置の充実や的確な評価の仕組み等について制度化を図る必要がある。また、事業継続マネジメントの国際規格も考慮して、日本企業と海外企業のBCPの相互の信頼性を高め、行政と企業のBCPの整合性も向上させていくべきである。
- 行政が災害時に民間の企業や団体と協働で災害対応を行うため、これら民間主体との災害発生時の協定等の締結を促進する必要がある。

南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）（抜粋）

（平成25年5月28日防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG）

Ⅲ 南海トラフ巨大地震対策の基本的方向

1. 主な課題と課題への対応の考え方

（6）外力のレベルに応じた対策の確立

- 津波対策については、海岸保全施設等はレベル1の津波を対象として整備するが、構造的には津波が越流することも想定した粘り強いものとすることも重要である。レベル2の津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。
- 地震動（揺れ）への対策は、レベル2の地震を想定した場合、震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、施設分野毎の耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進めることが重要である。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討すべきである。
- 災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプのレベル1の地震・津波からレベル2の地震・津波、更には複合災害も想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する必要がある。
- 経済的な被害への対策については、レベル2の地震・津波が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておくことが重要である。
- 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案することが重要である。

Ⅳ 具体的に実施すべき対策

2. 災害発生時対応とそれへの備え

（17）広域連携・支援体制の確立

- 超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国や地方公共団体間における広域的な応急対策を円滑に実施できる体制の確立が重要である。
- このため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国の各省庁、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化を図る必要がある。
- 特に応急対策活動においては、防災関係機関の円滑な連携が重要であることから、災害時の連携が困難になるおそれがある場合には、これらの機関の立地の集約化等の対策を講じる必要がある。

- 国、地方公共団体は、平常時から災害時の応急対策に必要な情報を共有化するとともに、広域的な応急対応を行う際の活動方針、活動内容等を十分調整しておく必要がある。
- 被災地域の状況や被災地域の地方公共団体からの要望内容を踏まえて、資機材や活動要員等の必要な人的・物的資源を適切かつ円滑に搬送することができるよう、必要な人的・物的資源の配分方法や緊急輸送ルートの設定等の方法を検討する必要がある。
- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、同時被災を考慮して遠方の地方公共団体への広域避難等の相互応援の協定の締結を行うなど、必要な準備を整えておくことが重要である。
- 広域的な活動を円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、活用資機材の名称や規格、活用要員の呼称と能力要件、取り扱う書類の様式等に関する標準化・共有化や、必要に応じてそれを活かした支援アプリケーション類の開発を進める必要がある。
- 国は、海外からの支援申し入れがあった場合には、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する必要がある。
- 外国からの救援部隊の受入れ等について、必要に応じ申し合わせの内容を見直すとともに、税関、入国管理、検疫等の各手続きが被災による様々な影響が生じている状況下においても迅速に行えるようにすることが必要である。